

【申込に当たっての注意事項】

申込に当たりましては、以下についてご確認いただき、ご了解下さい。

- 1 食品の提供に関する合意事項について了承する。
- 2 申込は品目番号単位とする。
- 3 申込団体等の概要、活動状況等が分かる資料を提出する。
- 4 確実に食品として利用できる量を申し込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 5 提供は品目番号ごとの先着順とする。なお、申込期間中であっても、提供数量を満たす場合があることについて了承する。
- 6 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【食品の提供に関する合意事項】

1 提供食品の提供

- (1) 食品を提供する前に、四国財務局において本来の備蓄食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、四国財務局と協議の上、提供食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、食品を保管する以下の各引渡場所での受取り、または着払いでの受取りを確実に行う。なお、着払いでの受取りの場合、四国財務局が指定する配送業者によるものとする。

- ・ 四国財務局本局（香川県高松市サンポート 3－3 3 高松サンポート合同庁舎南館 7 階）
- ・ 徳島財務事務所（徳島県徳島市万代町 3－5 徳島第 2 地方合同庁舎 2 階）
- ・ 松山財務事務所（愛媛県松山市若草町 4－3 松山若草合同庁舎 7 階）
- ・ 高知財務事務所（高知県高知市栄田町 2－2－1 0 高知よさこい咲都合同庁舎 9 階）

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- ・ 食品の保管、荷捌きに必要施設及び機械を設置・保有すること。
- ・ 食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- ・ 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- ・ 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。また、譲渡後速やかに、当該情報を四国財務局に報告する。

4 責任の所在

- （1）四国財務局は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- （2）食品の提供後の事故の責任は、一切、四国財務局に問わない。

5 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下の（1）から（3）までの事項を遵守する。

- （1）食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において四国財務局から当該提供食品を引き取ること。
- （2）食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を最終的に消費する者に限ること。これに限らない場合は、事前に四国財務局へ相談すること。
- （3）食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際に、その形状、色、臭い及び味等について譲渡先自らが確認の上で、食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝えること。

6 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。

7 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と四国財務局とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

8 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、財務省や四国財務局の信用を毀損する行為を行わないことを約する。